

日野市における農薬等による健康被害責任裁定 申請事件の終結について

公害等調整委員会事務局

1 事案の概要

本件は、日野市の住民である申請人が、申請人の住居に隣接する被申請人ら所有の農地及び宅地内で、近隣住民である被申請人らが長年にわたり農薬及び除草剤の散布を行ったことにより、申請人が喘息を悪化させ、肺気腫、難聴、慢性炎症性脱髄性多発神経炎等に罹患し、多額の医療費の出費を余儀なくされるとともに、現住所に暮らすことも困難な状況にあるとして損害の賠償を求めたものです。

申請人の主張は、被申請人らが昭和60年代に農薬等を使用し始めた時期から申請人の体調は優れず、農薬等を使用した直後や畑を耕した後には更に悪化すること、及び家族や近隣の住民、申請人宅の庭木にも影響が出ていることから申請人の健康被害が被申請人らの使用した農薬等によるものであることは明らかであるというものでした。これに対し、被申請人らは、被申請人らの営む農業は小規模なもので、農薬等の使用量・使用方法も定められた用法を逸脱しておらず、使用回数も年に数回であり、近隣住民にも被害はおこっておらず、申請人の健康被害は被申請人らの使用した農薬等によるものではないと主張しました。

2 手続きの経過

公害等調整委員会は、本申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど鋭意手続きを進めました。

3 公法上の規制等

農薬は、「農薬取締法」によって、効果や安全性に関する基準を満たして農薬として登録されたものだけが製造・販売できると定められています。また、平成15年3月には農薬を安全に使用するために農薬使用者が遵守すべき基準として農薬使用基準が定められており、この中で、住宅地や住宅に近接する土地で農薬を使用するときは、飛散防止のために必要

な措置を講じるよう努めることと定められています。

また、農林水産省は、平成15年9月、公共施設や住宅地に近接する場所における病虫害の防除については、極力、農薬散布以外の方法をとるべきことのほか、やむを得ず農薬を使用しなければならない場合の注意事項（散布に関する事前の周囲への周知、飛散防止のための天候や時間帯に関する配慮等）等を定め、各都道府県・関係省庁に対して農薬使用者に対する指導を要請しています。

4 調停条項案の提示と受諾

事実関係において、申請人と被申請人らの主張の隔たりは大きいものでした。

一方で、被申請人らは申請人からの再三の訴えをうけて最近では農薬等の使用を中止していること、また、申請人の健康状態は最近やや回復していることが認められました。

裁定委員会はこれらを踏まえ、本件を当事者間の合意によって解決するのが相当であると判断し、第3回審問期日において本件を職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとしました。引き続き開催された第1回調停期日において提示したのが、今回の調停案です。

この調停案は、①被申請人は今後原則として申請人の住居に隣接する土地で農薬及び除草剤を使用しないこと、②周辺地域全体における病虫害の大量発生による場合など、已むを得ない事情により例外的に農薬を使用する場合は、被申請人はその事情、使用する農薬の名称、成分、使用量等を申請人に事前に文書で通知すること、③申請人は、過去の農薬等の使用に関して、損害賠償請求を行わないこと、④申請人は、事前に被申請人らに通知した上で、申請人の負担において農薬等の使用の有無に関する検査を行うことができること等を内容としたものです。

各当事者はこの調停案を受諾して調停が成立し、本件は終結しました。